

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき  
厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百五十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十一月二十六日から適用する。

平成二十七年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表一に次のように加える。



90	ボセンタン水和物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年8月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
91	リバーロキサバン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	050180xx97xx0x
92	スクロオキシ水酸化鉄（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	110280xx991x0x
93	ルストロンボパグ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
94	バンデタニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	100020xx97x1xx
		100020xx99x1xx
95	オムビタスビル水和物／パリタプレビル水和物／リトナビル（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	060295xx97x0xx
		060295xx97x1xx
		060295xx99x0xx
		060295xx99x1xx
96	レベチラセタム（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010230xx97x00x
		010230xx99x00x
		010230xx99x01x
97	リュープロレリン酢酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	090010xx01x3xx
		090010xx02x3xx
		090010xx03x2xx
		090010xx03x3xx
		090010xx04xxxx
		090010xx99x2xx
		090010xx99x30x
		110080xx01x1xx
		110080xx02x1xx
		110080xx9902xx
110080xx9903xx		
98	トラベクテジン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号
99	ペンテトレオチド、塩化インジウム（ <sup>111</sup> I n）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	全ての診断群分類番号